

宗像市史跡保存整備審議会委員（案）

任期：平成24年12月1日～平成26年11月30日

規則第2条第2項 (1)(2)(3)の内訳	氏名	新任再任 区分	部門	職名・職歴
(1) 知識経験者	西谷 正	再任	考古学（東アジア）	九州歴史資料館・海の道 むなかた館 館長
	佐野 千絵	再任	保存科学	東京文化財研究所 室長
	林 重徳	再任	土木工学（地盤工学）	佐賀大学 名誉教授
	杉本 正美	再任	造園学（風景工学）	九州芸術工科大学 名誉教授
	石山 勲	再任	考古学（古墳）	日本考古学協会 会員
(2) 教育関係者	鎌田 隆徳	再任	教育、体験学習	自由ヶ丘南小学校 教頭
(3) 市民代表者	矢田 公美	再任	一般市民	一般市民

○宗像市史跡保存整備審議会規則

平成20年3月31日

教育委員会規則第6号

改正 平成23年1月12日教委規則第1号

平成24年1月12日教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市附属機関設置条例（平成15年宗像市条例第21号）により設置された宗像市史跡保存整備審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、7人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから宗像市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 教育関係機関を代表する者
- (3) 市民代表

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要に応じて委員以外の者を審議会の会議に出席させ、意見又は説明を求

めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民協働・環境部郷土文化学習交流課において処理する。

(平23教委規則1・平24教委規則1・一部改正)

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年1月12日教委規則第1号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年1月12日教委規則第1号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。